

令和7年度 新津工業高校におけるいじめ認知について

いじめ防止対策推進法第2条の「いじめの定義」及び「新潟県いじめ等の対策に関連する条例」（下記参照）に基づき、本校いじめ事案として認知した件数は下記のとおりです。

令和7年度 認知件数 30件

令和6年度 認知件数 37件（参考）

本校では、いじめ事案発見から解消まで、以下のようなプロセスで取り組んでいます。本年度につきましても、未然防止対策を講じるとともに、学校生活ふりかえりアンケート（いじめに加えて、学習の悩みや家での役割等、学校生活全般に係る内容についてのアンケート）の実施や相談窓口の周知等、相談しやすい体制を整備することで、いじめの早期発見、早期解決に努めてまいります。また、今後も保護者の皆様との連携を深め、いじめ事案の防止や対応を進めてまいります。気になることがありましたら、学校までご連絡をお願いします。

【いじめ事案発見から解消までのプロセス（概要）】

いじめについての訴えや疑いを把握



いじめ対策推進教員に報告 → 管理職に報告 → 校長による1次判断



いじめ対応委員会でいじめ認知判断を行い、対応を検討



対応・経過観察



いじめ対応委員会でいじめ解消の判断

【いじめの定義】 いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ類似行為とは】 新潟県いじめ等の対策に関する条例より

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。